

入札監理小委員会における審議の結果報告 「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」

入札監理小委員会において当該民間競争入札の実施要項（案）を審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

- 本業務は、東京入国管理局（同横浜支局含む）、名古屋入国管理局及び大阪入国管理局が行っている入国・在留諸申請に係る受付事務を委託するものである。
- 平成23年度より民間競争入札を導入しており、今回で東京入国管理局では4期目、名古屋入国管理局及び大阪入国管理局では3期目となる。
- 前期事業においては、特に東京入国管理局において、申請受付件数が入札時の想定を超えて急増し、事業の適切な実施・継続に困難をきたしていることが確認されたことから、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第21条第1項に基づき、事業期間を平成28年3月31日までに変更し、平成28年度については単年度事業として改めて入札を実施した経緯がある。

2. 評価において監理委員会が指摘した事項の反映

【論点】

上記1のとおり、申請受付件数の急増により事業期間を短縮・改めて入札を実施した経緯があるが、係る需要の増減のリスクに対応するため、事業期間の短縮等を検討すべきと指摘したところ、具体的にどのような見直しを行ったか。

【対応】

実施期間について、前期事業では3年3ヶ月であったところ、需要の増減のリスクに対応するため、下記のとおり短縮（実施要項3頁）

- (1) 東京入国管理局，同横浜支局

平成29年4月1日から平成30年6月30日まで

- (2) 名古屋入国管理局，大阪入国管理局

平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

3. 実施要綱（案）の審議結果について

- (1) 業務内容（実施要項2頁）

【論点】

業務実施の際、日常会話程度の英語を要するとのことであるが、その旨を業務内容に明記すべき。

【対応】

業務内容の説明欄において、下記のとおり追記（下線部分）する。

2（3）業務内容

委託業務内容は、別紙2「委託業務の内容」のとおりであり、委託業務を実施するに当たり、業務従事者の中に日常会話程度の英語能力を有する者が含まれることが必要な業務である。

（2）加点項目（実施要項10頁）

【論点】

「業務従事者の中に日常会話程度の外国語能力（英語を除く）を有するものが含まれているか」を項目としているが、使用言語の内訳等を明らかにすべき。

【対応】

申請窓口における使用言語別の申請件数については統計がなく、数値による言語の分布を記載することは困難であるが、入札説明会において日本語と英語以外で使用頻度が高いと考えられる言語について補足説明する。

（3）落札者の決定（実施要項12頁）

【論点】

落札者決定後、希望者に評価結果含め結果を公表すべき。

【回答】

実施要項において「希望する入札参加者に対して、当該入札参加者が落札した提案書の評価に関する各表会員のコメントを通知する」と明示しているところ、評価点の内訳についても求めがあれば個別に開示する。

（4）従来の実施状況に関する情報の開示（実施要項28頁）

【論点】

事業者が使用できる物品を明示、もしくは説明会で開示すべき。

【対応】

業務処理に必要と認められる物品の主なものについて、下記のとおり追記（下線部分）するとともに、入札説明会において要望があれば、現場を確認できるようにする。

（物品関係）

- イ その他業務処理に必要と認められる物品
机、椅子、コピー機、更衣ロッカー等

4. 意見募集結果を踏まえた修正について

平成28年8月8日から同月26日の間の意見募集の結果12者から12件の意見があったが、実施要項案の修正に至る意見はなかった。

以上